

議案第 2 4 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部住民票記載事項証明手数料の項の次に次のように加える。

除票記載事項証明手数料	1 通につき	300円
-------------	--------	------

附 則

この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍 略				戸籍 略				
住民基本台帳	住民票の写しの交付手数料～住民票記載事項証明手数料 略			住民基本台帳	住民票の写しの交付手数料～住民票記載事項証明手数料 略			
	住民基本台帳閲覧手数料～除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料 略				除票記載事項証明手数料 1通につき 300円			
身分～その他 略				住民基本台帳閲覧手数料～除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料 略				
身分～その他 略				身分～その他 略				
注1～注7 略				注1～注7 略				

議案第25号

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例

南あわじ市火葬場条例（平成 17 年南あわじ市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表南あわじ市沼島火葬場の項を削る。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（動物死骸の焼却施設）

第 10 条 火葬場に一般廃棄物である動物死骸を焼却する施設を置く。

2 一般廃棄物である動物死骸の焼却に係る手数料は、南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例（平成 17 年南あわじ市条例第 114 号）の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

南あわじ市火葬場条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考										
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 459 1025 651"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南あわじ市沼島 火葬場</td> <td>南あわじ市沼島414番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第9条 略</p> <p>第10条 略 第11条 略</p>	名称	位置	南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略		南あわじ市沼島 火葬場	南あわじ市沼島414番地	<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 459 1890 558"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第9条 略 <u>(動物死骸の焼却施設)</u></p> <p>第10条 <u>火葬場に一般廃棄物である動物死骸を焼却する施設を置く。</u> 2 <u>一般廃棄物である動物死骸の焼却に係る手数料は、南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例（平成17年南あわじ市条例第114号）の規定によるものとする。</u></p> <p>第11条 略 第12条 略</p>	名称	位置	南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略		
名称	位置											
南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略												
南あわじ市沼島 火葬場	南あわじ市沼島414番地											
名称	位置											
南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略												

議案第26号

南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例

南あわじ市障害者見舞金支給条例（平成 17 年南あわじ市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者」を「重度障害者(児)」に改める。

第 2 条第 1 号中「1 級から 4 級」を「1 級又は 2 級」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）による療育手帳の交付を受けている者であって、障害程度が重度と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条に定める障害程度が 1 級に該当する者

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市障害者見舞金支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者</u>に見舞金を支給することにより、その福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により、見舞金の支給を受けることができる者は、毎年12月1日現在において引き続き3箇月以上南あわじ市内に居住する者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が<u>1級から4級</u>に該当し、身体障害者手帳を有する者</p> <p>(2) <u>療育手帳を有する者</u></p> <p>(3) <u>精神障害者保健福祉手帳を有する者</u></p> <p>第3条以下 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度障害者（児）</u>に見舞金を支給することにより、その福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により、見舞金の支給を受けることができる者は、毎年12月1日現在において引き続き3箇月以上南あわじ市内に居住する者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が<u>1級又は2級</u>に該当し、身体障害者手帳を有する者</p> <p>(2) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けている者であって、障害程度が重度と判定された者</u></p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当する者</u></p> <p>第3条以下 略</p>	

議案第 27 号

南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

南あわじ市敬老祝金支給条例（平成 17 年南あわじ市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、高齢者」を「、80 歳（傘寿）、88 歳（米寿）、99 歳（白寿）を迎える高齢者」に改める。

第 2 条中「80 歳以上」を「80 歳、88 歳及び 99 歳」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

祝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 80 歳の者 5,000 円
- (2) 88 歳の者 10,000 円
- (3) 99 歳の者 20,000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市敬老祝金支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>高齢者</u>に対して敬老祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(祝金の支給)</p> <p>第2条 市は、毎年9月15日に、その日現在において、<u>80歳以上</u>の者で市の区域内に住所を有するものに対し、祝金を支給する。</p> <p>(祝金の額等)</p> <p>第3条 <u>祝金の額は、3,000円とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>80歳（傘寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）を迎える高齢者</u>に対して敬老祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(祝金の支給)</p> <p>第2条 市は、毎年9月15日に、その日現在において、<u>80歳、88歳及び99歳</u>の者で市の区域内に住所を有するものに対し、祝金を支給する。</p> <p>(祝金の額等)</p> <p>第3条 <u>祝金の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>80歳の者 5,000円</u></p> <p>(2) <u>88歳の者 10,000円</u></p> <p>(3) <u>99歳の者 20,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p>	

議案第 28 号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

南あわじ市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条以下 略</p>	

議案第 29 号

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例（平成 17 年南あわじ市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 入園料（1 人 1 回につき）の欄を次のように改める。

入園料（1 人 1 回につき）
2,000 円
1,000 円

附 則

この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表第1（第12条、第18条関係）		別表第1（第12条、第18条関係）		
区分	<u>入園料（1人1回につき）</u>	区分	<u>入園料（1人1回につき）</u>	
大人	<u>1,000 円</u>	大人	<u>2,000 円</u>	
小人	<u>500 円</u>	小人	<u>1,000 円</u>	

議案第30号

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年南あわじ市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「「施行規則」」を「「省令」」に改め、同条第 3 号中「施行規則第 1 条第 3 号」を「省令第 1 条第 4 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 同居親族等 省令第 1 条第 1 号に規定する同居親族等をいう。

第 6 条第 1 号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等」に改め、同条第 3 号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「その者の同居親族等」に改める。

第 9 条中「同居親族」を「同居親族等」に、「施行規則」を「省令」に改める。

第 12 条中「同居した親族」を「同居親族等」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「施行規則」を「省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第19条に規定する施設、汚水処理施設及び集会所をいう。</p> <p>(3) 所得 <u>施行規則第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であつて、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、<u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)</u>がある者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その者又は<u>現に同居し、若しくは同居しようとする親族</u>が暴力</p>	<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「<u>省令</u>」という。)第19条に規定する施設、汚水処理施設及び集会所をいう。</p> <p>(3) 所得 <u>省令第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>同居親族等 省令第1条第1号</u>に規定する同居親族等をいう。</p> <p>第3条～第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であつて、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、<u>同居親族等</u>がある者。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その者又は<u>その者の同居親族等</u>が暴力団員による不当な行為の</p>	

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(4) 略

第7条・第8条 略

（入居者の選定の特例）

第9条 市長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要があると認める者については、施行規則第29条の規定に基づき、入居者を選定することができる。

第10条・第11条 略

（同居の承認）

第12条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

第13条 略

（家賃の決定及び変更）

第14条 特定公共賃貸住宅の家賃の額は、法第13条第1項の規定に基づき施行規則第20条第1項及び第2項に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮して市長が定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第13条の規定に基づき施行規則第20条及び第21条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内で近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮して家賃の額を変更することができる。

防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(4) 略

第7条・第8条 略

（入居者の選定の特例）

第9条 市長は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要があると認める者については、省令第29条の規定に基づき、入居者を選定することができる。

第10条・第11条 略

（同居の承認）

第12条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に同居親族等以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

第13条 略

（家賃の決定及び変更）

第14条 特定公共賃貸住宅の家賃の額は、法第13条第1項の規定に基づき省令第20条第1項及び第2項に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮して市長が定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第13条の規定に基づき省令第20条及び第21条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内で近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮して家賃の額を変更することができる。

(1)・(2) 略
3 略
第15条以下 略

(1)・(2) 略
3 略
第15条以下 略